

## 広島県立佐伯高等学校通学費補助金交付要綱

平成29年4月1日

告示第130号

(趣旨)

第1条 市は、広島県立佐伯高等学校（以下「佐伯高校」という。）に通学する生徒に係る経済的負担を軽減することにより佐伯高校の振興を図るため、当該生徒の保護者に対し、予算の範囲内において広島県立佐伯高等学校通学費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(一部改正〔令和2年告示156号〕)

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学費 自宅から佐伯高校へ通学するために利用するバス、鉄道等に係る通学用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の購入に要する経費をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律26号）第16条に規定する保護者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、佐伯高校に通学する生徒の保護者であって、実際に通学費を負担している者（この要綱以外の法令等により通学費の全部又は一部の支給を受けている者を除く。）とする。

(一部改正〔令和2年告示156号〕)

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、佐伯高校の第1学年から第3学年までとする。

2 前項に規定する期間に休学又は停学の期間が含まれる場合は、当該期間を除いた期間を補助対象期間とする。

(一部改正〔令和2年告示156号〕)

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通学の経路及び方法により算定した通学費とする。ただし、当該通常の通学の経路及び方法により算定した最も低廉となる定期券の価格に相当する額(複数の公共交通機関を利用して通学する場合は、各公共交通機関の最も低廉となる定期券の価格に相当する額を合算した額)の一月分に相当する額(以下「基準額」という。)が6,000円未満である場合は、補助金の交付の対象としない。

(全部改正〔令和2年告示156号〕、一部改正〔令和4年告示80号〕、7年告示100号)

(広電バス佐伯線のみを利用して通学する場合の補助金の額)

第6条 広電バス佐伯線のみを利用して通学する場合であって、定期券が月単位である場合の補助金の額は、佐伯線補助基準額(基準額から6,000円を減じた額(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)をいう。以下同じ。)に定期券の通用期間に相当する月数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、定期券の通用期間に一月未満の日数が含まれる場合の補助金の額は、当該日数を30で除した割合を佐伯線補助基準額に乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に、当該日数を除く定期券の通用期間に相当する月数を佐伯線補助基準額に乗じた額を加えて得た額(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(全部改正〔令和4年告示80号〕、一部改正〔令和7年告示100号〕)

(広電バス佐伯線以外の公共交通機関のみを利用して通学する場合の補助金の額)

第7条 広電バス佐伯線以外の1又は複数の公共交通機関を利用して通学する場合であって、定期券が月単位である場合の補助金の額は、佐伯線以外補助基準額(基準額から6,000円を減じた額に4分の3を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)をいう。以下同じ。)に定期券の通用期間に相当する月数を乗じて得た額とする。

2 広電バス佐伯線以外の1又は複数の公共交通機関を利用して通学する場合であって、定期券の通用期間に一月未満の日数が含まれる場合の補助金の額は、当該日数を30で除した割合を佐伯線以外補助基準額に乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に、当該日数を除く定期券の通用期間に相当する月数を佐伯線以外補助基準額に乗じた額を加えて得た額(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

3 前2項の規定にかかわらず、広電バス佐伯線以外の複数の公共交通機関を利用して通学する場合であって、定期券の通用期間が異なるときの補助金の額は、佐伯線以外補助基準額をそれぞれの公共交通機関に係る最も低廉となる定期券の一月分に相当する額で按分した額(1円未満の端数が生じたときは、按分した額の合計が佐伯線以外補助基準額となるように端数を調整した額)をそれぞれの公共交通機関に係る佐伯線以外補助基準額として、第1項又は前項の規定により算出して合算した額(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(追加〔令和4年告示80号〕、一部改正〔令和7年告示100号〕)

(広電バス佐伯線を含む複数の公共交通機関を利用して通学する場合の補助金の額)

第8条 広電バス佐伯線を含む複数の公共交通機関を利用して通学する場合であって、定期券がいずれも月単位である場合の補助金の額は、次に

掲げる額を合算した額とする。ただし、広電バス佐伯線に係る基準額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「佐伯線基準額」という。）が6,000円未満である場合の第2号の規定による算定は、6,000円から佐伯線基準額を減じた額を広電バス佐伯線以外の公共交通機関に係る基準額から減じた額に4分の3を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「例外佐伯線以外補助基準額」という。）に定期券の通用期間に相当する月数を乗じて得た額とする。

- (1) 佐伯線補助基準額に定期券の通用期間に相当する月数を乗じて得た額
- (2) 広電バス佐伯線以外の公共交通機関に係る基準額に4分の3を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「複数佐伯線以外補助基準額」という。）に定期券の通用期間に相当する月数を乗じて得た額

2 広電バス佐伯線を含む複数の公共交通機関を利用して通学する場合であって、定期券の通用期間に一月未満の日数が含まれる場合の補助金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。ただし、佐伯線基準額が6,000円未満である場合の第2号の規定による算定は、当該日数を30で除した割合を例外佐伯線以外補助基準額に乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に、当該日数を除く定期券の通用期間に相当する月数を例外佐伯線以外補助基準額に乗じた額を加えて得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 当該日数を30で除した割合を佐伯線補助基準額に乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に、当該日数を除く定期券の通用期間に相当する月数を佐伯線補助基準額に乗じた額を加えて得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 当該日数を30で除した割合を複数佐伯線以外補助基準額に乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に、当該日数を除く定期券の通用期間に相当する月数を複数佐伯線以外補助基準額に乗じた額を加えて得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項の規定にかかわらず、広電バス佐伯線を含む複数の公共交通機関を利用して通学する場合であつて、定期券の通用期間が異なるときの補助金の額は、前2項の規定に準じて計算する。ただし、定期券の通用期間が異なることにより基準額に満たない期間が市長が定める期間以上ある場合は、当該期間は、補助金の交付の対象としない。

（追加〔令和4年告示80号〕、一部改正〔令和7年告示100号〕）

（払戻しを受けた期間等が含まれる場合の補助金の額）

第9条 定期券の通用期間に払戻しを受けた期間その他補助金を交付することが適当でないと市長が認める期間が含まれる場合の補助金の額は、前3条の規定により算出した額から当該期間に相当する額を減じた額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（追加〔令和4年告示80号〕）

（交付申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、広島県立佐伯高等学校通学費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 購入した定期券の写し又は定期券の購入を証明するもの

(2) 在学証明書又は学生証の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（一部改正〔令和2年告示156号・4年80号〕）

（交付決定及び通知）

第11条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請を受けたときは、その結果を広島県立佐伯高等学校通学費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は広島県立佐伯高等学校通学費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔令和4年告示80号〕）

（変更の届出）

第12条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助の対象となる生徒が補助金の交付の決定後に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、申請事項等変更届（別記様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 通学の経路又は方法を変更したとき。
- (3) 定期券を解約したとき又は定期券の払戻しを受けたとき。
- (4) この要綱以外の法令等により通学費の全部又は一部の給付を受けることとなったとき。
- (5) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (6) 停学その他の処分を受けたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、申請内容に変更が生じたとき。

（追加〔令和2年告示156号〕、一部改正〔令和4年告示80号〕）

（補助金の交付手続の特例）

第13条 規則第24条の規定に基づき、次に掲げる手続は、省略するものとする。

- (1) 規則第12条の規定による実績報告
- (2) 規則第13条の規定による補助金等の額の確定

（一部改正〔令和2年告示156号・4年80号〕）

（決定の取消し等）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこと

ができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 期間の途中において転居等により補助対象外となったとき。
- (4) 補助の対象となる経費の払戻しを受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適當であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を広島県立佐伯高等学校通学費補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（別記様式第5号）により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（一部改正〔令和2年告示156号・4年80号〕）

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔令和2年告示156号・4年80号〕）

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日告示第26号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年6月1日告示第156号）

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第80号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和４年１１月１５日告示第２７８号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年４月１日告示第１００号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

（別記）

様式第1号（第10条関係）

広島県立佐伯高等学校通学費補助金交付申請書

年 月 日

廿日市市長 様

郵便番号 〒 \_\_\_\_\_  
 申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ (※)  
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。  
 電話番号 \_\_\_\_\_

年度における広島県立佐伯高等学校通学費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

生徒	住所			
	氏名			
学 年				
順路	通学方法	定期券区間	定期券の通用期間	
1	J R 広電 バス	( ) か ら ( ) ま で	年 月 日 年 月 日	から 日まで
順路	通学方法	定期券区間	定期券の通用期間	
2	J R 広電 バス	( ) か ら ( ) ま で	年 月 日 年 月 日	から 日まで
順路	通学方法	定期券区間	定期券の通用期間	
3	J R 広電 バス	( ) か ら ( ) ま で	年 月 日 年 月 日	から 日まで
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 定期券の写しまたは定期券の購入を証明するもの <input type="checkbox"/> 学生証の写しまたは在学証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号（第11条関係）

広島県立佐伯高等学校通学費補助金交付決定通知書

（元号） 年 月 日

様

廿 日 市 市長 

（元号） 年 月 日付けで申請のありました（元号） 年度広島県立佐伯高等学校通学費補助金について、次のとおり交付することに決定したので、広島県立佐伯高等学校通学費補助金交付要綱（平成29年告示第130号）第11条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 補助対象生徒名
- 3 補助対象期間

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号（第11条関係）

広島県立佐伯高等学校通学費補助金不交付決定通知書

（元号） 年 月 日

様

廿 日 市 市長 

（元号） 年 月 日付で申請のありました（元号） 年度広島県立佐伯高等学校通学費補助金の交付申請について、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

- 1 補助対象生徒名
  
- 2 交付しない理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号（第12条関係）

申請事項等変更届

年 月 日

廿日市市長 様

郵便番号 〒 \_\_\_\_\_  
申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (※)  
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。  
電話番号 \_\_\_\_\_

次の者に係る申請事項等について、変更等が生じたので、次のとおり届け出ます。

生徒氏名	
学 年	
交付決定年月日	年 月 日
変更する事項	<input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> 通学の経路又は方法の変更 <input type="checkbox"/> 通学定期券の解約又は払戻し <input type="checkbox"/> 他制度による通学費の全部又は一部の支給、助成等 <input type="checkbox"/> その他申請内容の変更
変更事項の 具体的内容	
変更年月日	年 月 日
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号（第14条関係）

広島県立佐伯高等学校通学費補助金交付決定取消通知書兼返還命令書

（元号） 年 月 日

様

廿日市市長 

（元号） 年 月 日付け 第 号により通知した補助金交付決定について、次のとおり取消しを行います。

については、既に交付を受けている補助金について、次のとおり返還してください。

1 交付決定額		
2 取消しの根拠	広島県立佐伯高等学校通学費補助金交付要綱（平成29年告示第130号）第14条	
3 取消しの理由		
4 補助金の返還	この取消しにより、既に交付している補助金について、次のとおり返還してください。	
	返還の根拠	広島県立佐伯高等学校通学費補助金交付要綱第14条
	返還金額	
	返還期日	（元号） 年 月 日
	返還方法	添付の納入通知書による。
5 備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第1号 (第10条関係)

様式第2号 (第11条関係)

様式第3号 (第11条関係)

様式第4号 (第12条関係)

様式第5号 (第14条関係)